

一般事業主行動計画

1. 目的

職員が仕事と子育てを両立できるよう育児休業の取得をしやすい環境の構築を図り、子育てをしていない職員に対しても、休暇取得の促進を行い、全ての職員が働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

2. 期間

令和4年2月1日～令和7年3月31日（3年間）

3. 計画項目の概要

- 育児休業取得を促進するための措置の実施
- 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

4. 雇用環境の整備に関する事項以外の対策

- 授乳コーナーの設置